

に対する児童手当又は特例給付等の支給に関する規定では、国立美術館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を除む。）の規定にかかるわらず、国立美術館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。（国立美術館の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 国立美術館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、国立美術館の成立の際現に附則第一条の規定により法人及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立美術館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

前項の規定により労働組合となつたものについては、国立美術館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条（権利義務の承継等）

第五条 国立美術館の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立美術館の成立の時において国立美術館が承継する。

前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、国立美術館の成

立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、国

立美術館の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附屬する工作物をい

う。次項において同じ。）で政令で定めるもの

を国立美術館に追加して出資するものとする。

前項の規定により政府が出資の目的とする建

物等の価額は、出資の日現在における時価を基

準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。

第七条 国は、国立美術館の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるとところにより、国立美術館の用に供するため、国立美術館に無償で使用させることができ

る。（国有財産の無償使用）

前項の規定により政府が出資の目的とする建

物等の価額は、出資の日現在における時価を基

準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関する必要な事項

は、政令で定める。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、国立美術館の設立に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

前項の規定により政府が出資の目的とする建

物等の価額は、出資の日現在における時価を基

準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関する必要な事項

は、政令で定める。

附 則 （平成一二年五月二六日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第二四号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特

殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少

年総合センター、独立行政法人国立女性教育会

合研究所、独立行政法人大学入試センター、独

立行政法人国立オリンピック記念青少年総合セ

ンター、独立行政法人国立女性教育会館、独立

行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科

学博物館、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美

立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日の研究機関等の職員となり、かつ、引き続き当該施

行日の研究機関等（独立行政法人国立特別支援

人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

第三条 前条第二項の規定により独立行政法人国立特

殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試セン

ター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行

政法人国立女性教育会館、独立行政法人放射

線医学総合研究所、独立行政法人国立科学博物

館、独立行政法人人物質・材料研究機構、独立行

政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射

線医学総合研究所（平成十一年法律第二百七十

六号）第二条の国立研究開発法人放射線医学總

合研究所及び独立研究開発法人量子科学技術研

究所（平成十一年法律第二百七十一号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学總合研究所等（独立行政法人国立文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」とい

う。）の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の範囲内に在職する限りでない。

術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法

人文文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日の研究機関等の職員となり、かつ、引き続き当該施

行日の研究機関等（独立行政法人国立特別支援

人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機

構）の職員となるものとする。

第五条 施行日前に施行する経過措置

二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあっては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあっては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあっては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあっては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあっては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあっては国立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあっては独立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあっては独立行政研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあっては独立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受け
る労働組合となつたものについては、施行日か
ら起算して六十日を経過する日までは、同法第
二条たゞし書（第一号に係る部分に限る）の
規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づ
き施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労
働委員会に対する申立て及び中央労働委員会に
よる命令の期間については、なお従前の例によ
る。

この法律の施行の際現に中央労働委員会に係
属している施行日前の研究所等とその職員に係
る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者と
するあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関す
る特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定
を除く。）及び第六章に規定する事項については、
は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第
九項の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合における施行日以後にした行為に對す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条
に定めるもののほか、この法律の施行に關し必
要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八
〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第七
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日法律第
九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第一
八号）抄

（施行期日）

二 略
第一條の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条第十一項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十一条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百一十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和四十年法律第七十三号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十二条の規定
平成二十一年十月一日

附 則（平成二年五月二八日法律第三
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によれる。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十三条の規定 公布の日

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお從前例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二七年七月八日法律第五一
号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。